

国勢調査にご協力

9月24日から10月7日の間に 調査票の配布と回収

十月一日、全国いっせいに国勢調査が行われます。この調査は、国の最も基本的な統計調査で、国内に住むすべての人々を対象に調査が行われ、調査の結果は、国及び地方公共団体の行政施策の重要な資料となります。

秘密はしっかりと守られます

調査票に記入していただいた内容を調査員や調査関係者がほかに漏らしたり、統計以外の目的に使用することは、法律によって固く禁じられています。個人や家庭の秘密はしっかりと守られています。どうぞ、安心してあります。



十月一日、全国いっせいに国勢調査が行われます。この調査は、国の最も基本的な統計調査で、国内に住むすべての人々を対象に調査が行われ、調査の結果は、国及び地方公共団体の行政施策の重要な資料となります。

調査員がお伺いします

今回、実施される国勢調査の調査員は、横越村で四十四名です。この調査員は嘱託員から推せんされ、選任された人達です。

調査員が九月二十四日から三十日までの間に、みなさんのご家庭を訪問し、調査票を記入していただきますようお願いいたします。

調査票の記入は黒鉛筆で

ご記入いただいた調査票は、国（総務庁統計局）に集められ、直接、「光学式マーク読取装置（OMR）」という機械にかけて集計されます。このため、調査票の取り扱いは記入については、次の点にご注意ください。

- 汚したり、折ったり、丸めたりしないでください。
- かならず黒鉛筆で記入してください。

調査票の記入方法等、わからない点がございましたら調査員若しくは役場総務課までおたずねください。

みなさんのご協力をお願いします。

戦没者等の遺族に特別弔慰金の支給

このたびの法律改正により昭和六十一年四月一日に、同一の戦没者等に関する公務扶助料、遺族年金等の支給を受けている者がいない戦没者の遺族に特別弔慰金として額面三十万円、十年償還の国債が支給されます。

この特別弔慰金を受けるには請求書の提出が必要です。また、昭和六十三年六月十三日までに請求書を提出しないと支給できなくなります。

昭和61年歌会始のお題及び詠進歌の詠進要領

一、歌会始のお題「水」

一、詠進歌の詠進要領

- 自作の歌で一人一首とし、未発表のもの
- 用紙は、半紙とし、毛筆で自書（代筆の場合はその理由を書いた別の紙を添えてください）
- 書式は半紙を二つ折りにし右半面にお題と歌を、左半面に郵便番号、住所、氏名（本名、ふりがな）、生年月日、職業を記入する。
- 詠進の期間 九月一日から十月十一日まで
- あて先 「〒100 東京都千代田区千代田 一番一号 宮内庁」と書き添えてください。

この子等にかぎって

去る八月二十一日、木津分館に於いて、銃剣道連盟横越支部の土用稽古の納会と昇段級審査会が行われ、招待を受けて出席した。

審査委員として、県の銃剣道連盟の西沢会長、星野連盟理事長が、その為に遠路はるばるお越し下さったの厳正な昇段級審査会であった。

旧木津小学校を利用した木津分館の体育館は、昭和三年の建物だそうであるが、御承知のとおり、小学校が統合して早や十年を迎えたことを振

りかえると、若干の修理はしたと云え、実に良く手入れをしているのに嬉しく思った。道場専門の体育館ではない筈なのに、それは、管理者の気配りと、銃剣道の指導者として指導を受ける子供の魂が込められているからだと思う。正しく明るくたくましい。この教えの表れであればこそと思

炎暑の中、ピリッと緊張した会場で真剣な目で審査を受けている子供を目の前で見てみると、いつしか、時のたつと暑さを忘れ、ふと、現代の子供の特徴として、反社会的、非社会的な問題に走る子供が増加しているとか、何となくひ弱な子供が増えており、屋内外で元気に飛び跳て遊ぶ子供が少なく、道具を与えられないと遊べないし、背すじをピンと伸ばして立たせているとすぐ貧血を起し、小道具を使つて物を造る様なごく基本

四五六千円の減額など。

○工事請負契約の締結

○公共下水道管渠布設6-2工事

指名競争入札の結果、藤田建設(株)が三、七〇〇万円で落札。

○公共下水道管渠布設0-5工事

指名競争入札の結果、(株)江口組が三、四〇〇万円で落札

「何でも相談」のご利用を9月20日(金) 9:00-4:00 役場村長室

10月2日(木) 午前8時30分-12時

10月3日(木) 午後1時30分-4時30分

10月3日(木) 午後1時30分-4時30分

10月3日(木) 午後1時30分-4時30分

10月3日(木) 午後1時30分-4時30分

臨時議会

国保条例の一部改正

工事契約・専決処分を可決・承認

第二回臨時村議会が八月二日開かれ、村国民健康保険条例の一部改正など四議案を審議、いずれも原案どおり可決されました。

地方税法等の一部改正に伴い、村国民健康保険条例の一部を改正したもので、国保税の税率(額)の改正が主なもの(詳しくは別掲のとおり)

年々増加する医療費や、医学の進歩と病気の多様化などにより、一人当たり支払い額が増加してきています。そのうえ、昨年十月からスタートした退職者医療制度創設に伴い、国からの補助金が引き下げられ、国保会計が財政難に追い込まれました。

国保事業の健全な運営のため、やむを得ず税率の改正を行ったものです。

国民健康保険税 本年度の税率が決まる 増えつづける医療費が 自己負担増に

8月から精算額で

国保税は、前年分の所得や固定資産などを課税の対象としています。このため、前年度の保険税額をもとに、四月から七月までを暫定保険税とし、八月からは新しい(今回改正された)税率で計算した税額から四ヶ月間の暫定保険税を差し引き、八月以降の保険税が決定されました。

今年度の保険税が決定された税率は、下表のとおりです。

区分	60年度	59年度	前年度対比
所得割の税率	4.70%	4.54%	0.2%
資産割の税率	27.12%	26.41%	0.7%
均等割の額(1人当たり)	11,740円	7,500円	56.5%
平等割の額(1世帯当り)	18,530円	24,940円	△34.6%

*平等割の額については、税負担の不公平是正を図るため、減額決定となりました。

	60年度	59年度	増加率
1人当たり	39,684円	33,234円	19.4%
1世帯当り	130,158円	110,692円	17.6%

賦課限度額 35万円に据え置き

保険税は、世帯主が加入していないとも世帯主が一括課税されます。課税額の算定にあたっては、世帯主の所得や資産、および加入者の所得、

増減及び規約の変更。

○新潟県町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増減及び規約の変更。

軽減額	加入者1人につき	世帯当り
6割軽減世帯	4,500円	11,118円
4割軽減世帯	3,000円	7,412円

工事名	横越村流域関連公共下水道管渠布設6-2工事	横越村流域関連公共下水道管渠布設0-5工事	村道第173号線改良工事
工事場所	横越	横越	横越
入札月日	昭和60年7月30日	昭和60年7月30日	昭和60年7月30日
入札業者	7業者	7業者	8業者
落札額	3,700万円	3,400万円	690万円
落札者	藤田建設(株)	(株)江口組	大橋組
工期	昭和60.8.2~61.1.28	昭和60.8.2~60.12.29	昭和60.8.2~60.11.6

作業停電

10月2日(木) 午前8時30分-12時

10月3日(木) 午後1時30分-4時30分

10月3日(木) 午後1時30分-4時30分

10月3日(木) 午後1時30分-4時30分

10月3日(木) 午後1時30分-4時30分